## 子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み及び確保方策について(修正案)

## 1. 1 号認定及び 2 号認定 I (幼稚園の希望が強いと推定される者)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量 (1号認定)	181 人	183 人	185 人	184 人	183 人
推計事業量 (2号認定 I )	146 人	148 人	150 人	149 人	148 人
計画値① (推計事業量計)	327 人	331 人	335 人	333 人	331 人
確保量(②)	490 人				
2-1	163 人	159 人	155 人	157 人	159 人

<sup>※</sup>推計事業量=アンケート調査によるニーズ量

#### ■今後の確保方策

- ・現在の幼稚園定員は490人で、平成26年5月1日現在の幼稚園利用者数は398人。
- ・推計事業量は、平成29年度で335人。現状で対応可能。

# 2. 2 号認定②(2 号認定のうち I 以外)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
計画値① (推計事業量)	1,127 人	1,137 人	1,154 人	1,146 人	1,138 人
確保量(②)	1,168 人				
前回までの確保量	1,072 人				
2-1	41 人	31人	14 人	22 人	30 人

- ・9月1日現在での各園の平成27年度における保育利用定員計画数 1,168人(別添:資料1添付参照)
- ・推計事業量は、平成 29 年度で 1,154 人。 <u>現在の利用定員計画数どおりに設定できれば、対応</u>可能。

### 3. 3 号認定①(0 歳児)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
計画値① (推計補正値)	182 人	179 人	175 人	172 人	168 人
確保量(②)	184 人				
前回までの確保量	135 人				
2-1	2 人	5人	9人	12 人	16 人

#### ■今後の確保方策

- ・9月1日現在での各園の平成27年度における保育利用定員計画数184人(別添:資料1添付参照)
- ・推計事業量は、平成 29 年度で 175 人。 現在の利用定員計画数どおりに設定できれば、対応可能。

## 4.3号認定②(1~2歳児)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
計画値① (推計事業量)	761 人	761 人	731 人	718人	704 人
確保量(②)	646 人				
前回までの確保量	622 人				
2-1	▲115人	▲115人	▲85 人	▲72 人	▲58 人

- ・9月1日現在での各園の平成27年度における保育利用定員計画数646人(別添:資料1添付参照)
- ・推計事業量は、平成29年度で731人。現在の受入枠との開きは85人となる。
- ※確保不足については、各年度における利用定員の見直し及び公共施設の見直し(民営化)により29年度までに保育ニーズへの対応を図ることとする。

## Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業【法定13事業】

### 1. 延長保育事業(時間外保育事業)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
計画値① (推計事業量)	837 人	838人	831 人	821 人	809 人
確保量(②)	968 人				
2-1	131 人	130 人	137 人	147 人	159 人

#### ■今後の確保方策

・推計事業量は、平成 29 年度で 831 人。 平成 25 年度の実利用児童数(968 人=確保量と 見込む)を下回っており、現状で対応可能。

### 2. 放課後児童健全育成事業

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量 (低学年)	704 人	691 人	681 人	680 人	685 人
推計事業量 (高学年)	259 人	254 人	260 人	265 人	260 人
計画値① (推計事業量計)	963 人	945 人	941 人	945 人	945 人
確保量(②)	999 人				
2-1	36 人	54 人	58 人	54 人	54 人

- ·推計事業量は、平成 29 年度で 941 人。平成 26 年 4 月 1 日現在の利用者数は 680 人(低学年: 609 人、高学年: 71 人)。
- ・現在の学童保育所の面積(一人当たり1.65 ㎡必要)に対する定員は999人。現状で対応可能な数字であるが、学童保育所1クラブあたりの適正人数がおおむね40人とされていることから、要望等により増設が予想される。

## 3. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
計画値① (推計事業量)	3 人日				
確保量(②)	3 人日				
2-1	0 人日				

#### ■今後の確保方策

・推計事業量は各年度 3 人日。25 年度の利用実績もなし。<u>現在の委託先(3 施設)で対応は可</u>能。

## 4. 地域子育て支援拠点事業(おおむね3歳未満)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量	4,174 人日	4,147 人日	4,010 人日	3,934 人日	3,855 人日
計画値① (推計補正値)	1,676 人日	1,665 人日	1,610 人日	1,580 人日	1,548 人日
確保量(②)	2,460 人日				
2-1	784 人日	795 人日	850 人日	880 人日	912 人日

#### ■今後の確保方策

- ・現在、1日あたり最大で205人の受け入れ可能。25年度の月あたり利用実績は1,373人日。確保量については、205人×12日(週3日×4週)=2,460人日と見込む。
- ·就園していない児童が主な利用対象児童と見込み、ニーズ調査による推計値から潜在的家庭類型のタイプB·Cの利用見込み控除した値は平成29年度で1,610人日(下表参照)。現状で対応可能。

#### 地域子育て支援拠点事業(平成29年度)

(単位:人回)

		ニーズ量	補正ニーズ量
タイプA	ひとり親	119	119
タイプB	フルタイム×フルタイム	1,509	0
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	891	0
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	98	98
タイプD	専業主婦(夫)	1,385	1,385
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	8	8
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0
タイプF	無業×無業	0	0
	全体	4,010	1,610

## 5. 一時預かり事業

### ◆幼稚園における在園児に対する一時預かり

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量 (1 号認定)	1,335 人日	1,346 人日	1,367 人日	1,358 人日	1,347 人日
推計補正値 (2号認定①)	17,520 人日	17,760 人日	18,000 人日	17,880 人日	17,760 人日
計画値① (推計事業量計)	18,855 人日	19,106 人日	19,367 人日	19,238 人日	19,107 人日
確保量(②)	25,530 人日				
2-1	6,675 人日	6,424 人日	6,163 人日	6,292 人日	6,423 人日

#### ■今後の確保方策

- ・市内の幼稚園の預かり保育の受入れ可能数を確保量として見込む。(1 日の受入れ可能数一時的:155人、恒常的:87人) 確保量=合計 25.530人日
  - ※一時的 155 人×30 日=4.650 人日
  - ※恒常的 87 人×年間 240 日(週 5 日×48 週)=20.880 人日
- ・計画値は、保育・教育の1号認定及び2号認定①の児童数と連動させる形で設定。
  - ※1号認定の計画値は、推計事業量どおりとする。
  - ※2 号認定①については、利用実績との乖離が大きいため、推計児童数(平成 29 年度 150人)の半数が利用すると推計し、1人あたり年間 240日(週5日×48週)と見込む。
  - ※平成29年度の計画値は、1号認定で1,367人日、2号認定で18,000人日の計19,367人日となる。
    現状で対応可能。

# ◆幼稚園以外(保育所)の一時預かり

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量	26,241 人日	26,257 人日	26,000 人日	25,655 人日	25,292 人日
推計補正値	5,357 人日	5,353 人日	5,275 人日	5,196 人日	5,116 人日
計画値(①)	5,357 人日	5,353 人日	5,275 人日	5,196 人日	5,116 人日
確保量(②)	16,530 人日				
2-1	11,173 人日	11,177 人日	11,255 人日	11,334 人日	11,414 人日

- ·現状での受け入れ可能枠は、1日 57 人、年間開所日数 290 日として 16,530 人日。
- ·平成 25 年度の利用実績は 4.030 人日。
- ・保育所を利用していない家庭が主な利用対象者と見込み、ニーズ調査による推計値から

潜在的家庭類型のタイプA·B·Cの利用見込み控除した値は平成 29 年度で 5,275 人日(下表参照)。現状で対応可能。

幼稚園以外の一時預かり(平成29年度)

(単位:人回)

		ニーズ量	補正ニーズ量
タイプA	ひとり親	1,724	0
タイプB	フルタイム×フルタイム	11,753	0
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	7,249	0
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	743	743
タイプD	専業主婦(夫)	4,532	4,532
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0	0
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0	0
タイプF	無業×無業	0	0
	全体	26,000	5,275

### 6. 病児保育事業

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量	4,971 人日	4,976 人日	4,934 人日	4,871 人日	4,804 人日
計画値(①)	1,200 人日				
確保量(②)	1,740 人日				
2-1	540 人日				

#### ■今後の確保方策

- ・現状での受け入れ可能枠は、1日6人、年間開所日数290日として1,740人日。
- ・平成 25 年度の利用実績は 599 人日。利用実績との乖離が大きいため、計画値は 25 年度利用実績の2倍程度を見込み、1,200 人日とする。現状で対応可能。
- ◎登録数: 頌和保育園 在園児 35 人・それ以外 1人 計 36 人
- ◎登録数:豊福保育園 在園児 37 人·それ以外 81 人 計 118 人
  - ※現状では対応可能であるが、流行時期で利用が変動する可能性が強い。

# 7. ファミリーサポートセンター事業(小学生)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
推計事業量	20 人日	20 人日	19 人日	19 人日	19 人日
計画値(①)	20 人日	20 人日	19 人日	19 人日	19 人日
確保量(②)	300 人日				
2-1	280 人日				

#### ■今後の確保方策の方向性

- ・ここでの推計事業量は、小学生の放課後の預かりに関するもののみで、年間 19 人日。
- ・小学生の放課後の預かり以外の利用を含む平成 25 年度の利用実績は 300 人日。 <u>現状で</u>対応可能。

## 8. 乳幼児家庭全戸訪問事業

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
見込み量	485 人	476 人	466 人	457 人	447 人

#### ■今後の確保方策

・国の手引きでは二一ズ調査で算出する項目とはなっていない。見込みとして、25年度実績の498人を基に、0歳児の人口推計により算出する。

### 9. 養育支援訪問事業

【子育て支援コーディネーターによる養育支援家庭訪問】

平成25年度実績:対象家庭14件(家庭訪問123回、電話訪問207回)

【産後ホームヘルパー派遣】

平成25年度実績:4件(80時間)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
見込み量	14 人				

#### ■今後の確保方策

・国の手引きでは二一ズ調査で算出する項目とはなっていない。過去の実績から、見込み量を算出する。

### 10. 妊婦健康診查

平成25年度実績:新規母子健康手帳交付数 487人

転入母子健康手帳交付数 69人

好婦健診受診件数 6.295件

※新規母子健康手帳交付の方には14回分の妊婦受診券を発行している。転入の方に は、妊娠週数に応じて必要回数分を発行している。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
見込み量	556 人				

#### ■今後の確保方策

・国の手引きではニーズ調査で算出する項目とはなっていない。過去の実績から、見込み量を 算出する。

### 11. 利用者支援事業【新規】

【根拠: 子ども・子育て支援法第59条第1項】

利用者支援事業は、子育で中の親子や妊婦及びその配偶者が教育・保育施設や地域の子育で支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業。

通常の育児相談とは異なり、具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が 情報提供や関係機関との連絡調整などの支援を行います。

#### ■今後の確保方策の方向性

·新規事業のため、事業内容を検討中。教育・保育施設や地域子育て支援事業の動向や財政的なことも勘案して検討していく。

### 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

【根拠:子ども・子育て支援法第59条第3項】

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ 徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

本事業は、各施設が特色を持った教育・保育事業を提供しやすいよう、実費徴収部分に係る低所得者の負担軽減策として実施されるものです。

教育・保育事業への給付に関する議論とセットで検討されているものであり、具体的な事業内容は公定価格と合わせて提示される予定です。

#### ■今後の確保方策の方向性

・新規事業のため、財政的なことも勘案して状況に応じて方向性を検討していく。

### 13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【根拠:子ども・子育て支援法第 59 条第 4 項】

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要です。その一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業。

#### ■今後の確保方策の方向性

・新規事業のため、財政的なことも勘案して状況に応じて方向性を検討していく。